



中小・小規模事業者の皆様へ

IT導入補助金

■ デジタル化基盤導入枠を新設

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、**生産性向上に取り組む中小・小規模事業者等を支援**します。
- 中小・小規模事業者等に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援**します。

	令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠				令和元年度補正予算 通常枠		
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	A類型	B類型	
補助額	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数、補助率は2/3以内 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((1)+(2))及び事務費・専門家費)	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	5万～350万						
機能要件	内、5万円～50万円以下部分	内、50万円超～350万円部分	～10万円	～20万円		1プロセス以上	4プロセス以上
補助率	3/4以内	2/3以内	左記ITツールの使用に資するもの		1/2以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費					ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

申請手順



IT導入補助金2022ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>





大阪国税局



経済産業省
近畿経済産業局

小規模事業者の皆様へ

小規模事業者持続化補助金 (インボイス枠)

補助対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

申請要件

令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者

補助上限額・補助率

インボイス枠	補助上限額	100万円
	補助率	2/3

補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

申請手順（標準的な手順）

商工会・
商工会議所に
相談

インボイス
発行事業者に
登録

申請

商工会地区 事務局ホームページ

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

商工会議所地区 事務局ホームページ

<https://r3.jizokukahojokin.info/>